

## 第2章

# 地域情報化の目標と方針

## 2-1 地域情報化の目標と方針

『三原市長期総合計画基本構想』におけるまちづくりの理念である次の3要素を実現することを目標とします。

一人ひとりが輝くまち

幸せを実感できるまち

活力を生み出すまち

### (1) 推進方針

この目標を達成するため、『三原市長期総合計画基本構想』において掲げた6つの施策大綱の方向を踏まえ、次の推進方針を定めます。

人がふれあい、ともに参画するまち

人を育む教育・文化のまち

健やかに暮らせる安らぎのまち

自然と共生する快適で安全なまち

活力ある産業のまち

交通・情報・観光基盤の充実した交流のまち

### (2) 整備方針

さらに、これらを踏まえ、本市がどう実現に向かうべきかについて、次の整備方針を設定します。

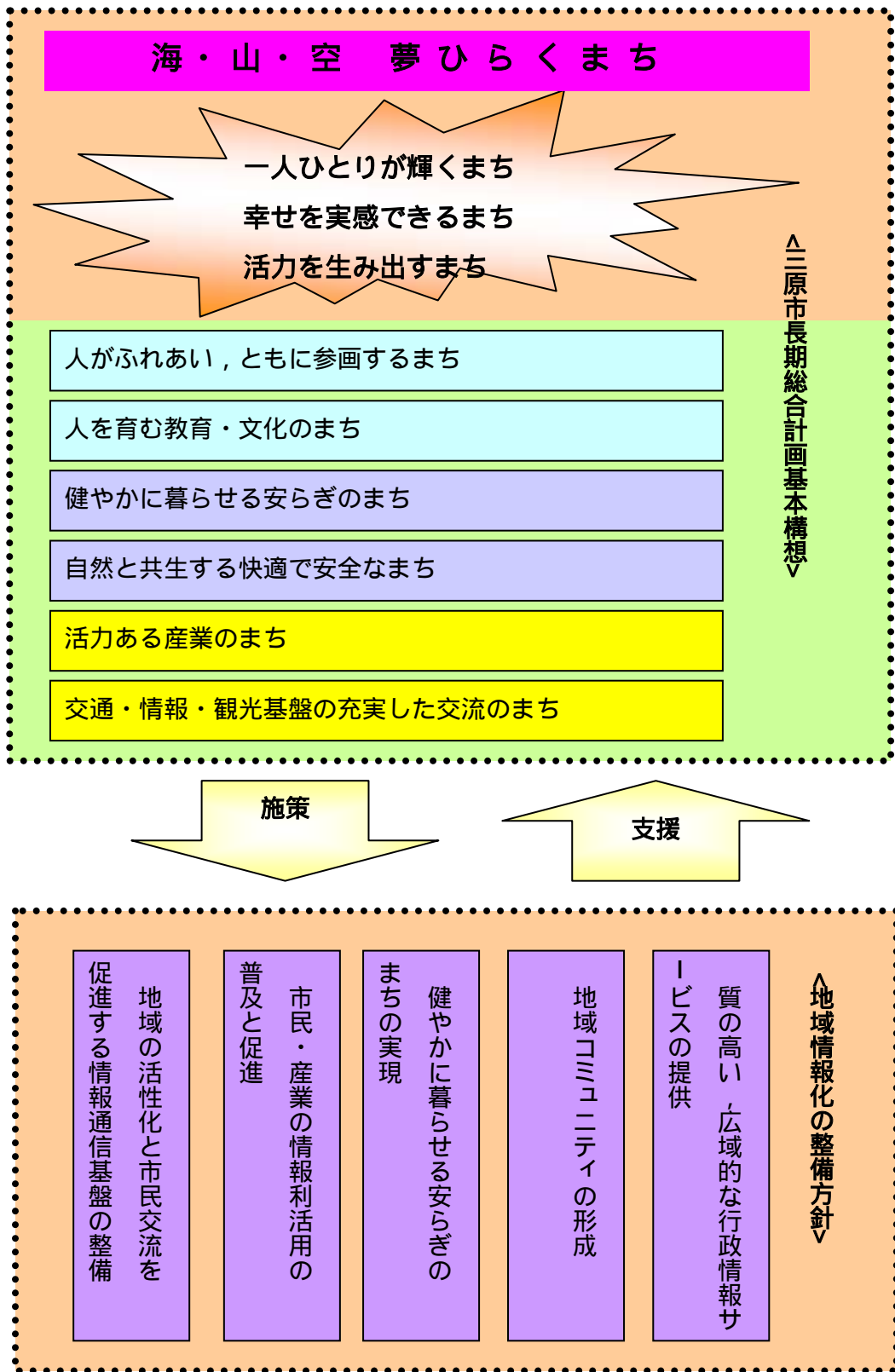
質の高い、広域的な行政情報サービスの提供

地域コミュニティの形成

健やかに暮らせる安らぎのまちの実現

市民・産業の情報利活用の普及と促進

地域の活性化と市民交流を促進する情報通信基盤の整備



## 2-2 地域情報化整備方針の具体的内容

### (1) 質の高い、広域的な行政情報サービスの提供

近年の情報技術の急速な発展により、オンライン申請やホームページを活用した行政情報の入手など、利便性が向上するだけでなく、電子メールや電子掲示板システム（ＢＢＳ）により住民の声を広く行政に反映することが可能となっています。事務や申請手続等の電子化を図るとともに、公民館等の公共施設のネットワーク化や各家庭へのインターネット普及を促進し、双方向での情報提供が可能な体系を構築します。

また、地域情報化は福祉、医療、教育、文化、防災などの行政分野においても、高度な行政サービスの提供を可能とし、住民の生活環境が向上する各種の情報システムや、コンテンツの開発に力を入れていくことが重要です。

これらのサービスを充実するためのコンテンツや情報システムについては、汎用性を確保しつつ、構築する必要があります。

一方で、本市でも、地理・地勢や状況に即したシステムも個別に必要となります。地域情報化に際しては、現在の住民にとって暮らしやすく、また役に立つサービス提供に配慮することが重要です。

#### 施策の展開

環境情報の提供

交通基盤情報の提供

土地利用の高度管理，サービス提供（GIS）

文化振興の推進

電子申請・電子入札

文書管理・財務会計システム

広報手段の多様化

住基カード，ＩＣカード類の独自利用

## (2) 地域コミュニティの形成

地域情報化により，地域内の情報発信や入手が円滑化し，市民・民間企業・行政それぞれに双方向の情報伝達が可能となります。また，情報伝達は上下関係だけでなく，平面的な相互関係としても機能していき，住民の主体的な参画意識を促すことが期待できます。

地域のコミュニティを活性化させるために，少子化対策や高齢化対策に効果的なソフトを充実させます。更に，通信ネットワークや地域放送，携帯端末等の活用を通して，自治会情報・回覧板の電子化や公民館・学校の行事案内や連絡網，地区内サークルの案内など，地域色の豊かな情報提供，住民相互の活発な情報交流を深め，地域コミュニティの向上に役立てます。

### 施策の展開

少子化の対策

観光，レジャーの振興

市民コミュニティの交流促進

### (3) 健やかに暮らせる安らぎのまちの実現

安心して、快適に暮らせる都市として、住民の安心・安全を優先した情報化を推進します。

本市、県立広島大学、医療・福祉施設をはじめとした公的機関、市民団体の連携を強め、感染症の予防や健康促進、福祉や介護に関する情報の提供などにより、連携を深め、地域ぐるみで支えあう仕組みづくりが大切です。

また、災害などでは、河川氾濫や地震、津波、火事などの災害時における住民の安全を守ることは、行政の重要な責務であり、情報伝達手段や防災体制を確立し、信頼性の高い防災システム及び、防犯に関する情報を提供するシステムなど、新たな伝達手段を整備し、地域情報化とともにさまざまな工夫や改善を検討します。

#### 施策の展開

医療・福祉・介護情報の提供

総合防災・防犯システム

(ケーブルテレビ・防災無線・携帯電話・電子メール等)

#### (4) 市民・産業の情報利活用の普及と促進

学校教育では、地域イントラネット を利用した教育ネットワークを構築し、教育情報の提供に努めます。

地域情報化が有効に機能して市民生活が充実するように、生涯学習の一環として、住民向けIT講習会などを実施し、地域全体の情報リテラシー（処理能力）の向上を図ります。

また、図書館等の住民が情報収集に集うような公共施設、もしくは新たな情報生活創造のたまり場として、インターネットカフェ のような場所に自由にインターネットを体験できるスペースを整備することも、住民の情報技術の活用向上につながります。

更に、このようなスペースをインキュベーションルーム（新規事業支援空間）として活用し、産官学連携の促進と新規ベンチャー事業の育成にも役立て、地元経済・産業の活性化を図ることも大切です。

加えて、農協・漁協・商工会議所等、地場の産業団体と協力して各種産業の業務の効率化と情報の高度利用に向け、例えば漁場管理や地域農業気象情報、生産・集出荷情報処理、生産技術向上のためのコンテンツ 作成など、各産業の情報利活用を普及・促進する支援を考えていく必要があります。

#### 施策の展開

生涯学習の推進

農林水産業の振興

商工業の振興

## (5)地域の活性化と市民交流を促進する情報基盤の整備

市民一人ひとりの生活に浸透し、真の地域活性化に資する情報化社会を創造していくためには、前述の全ての情報化施策に共通して通ずる情報基盤整備が必要であり、なおかつ、それが地域や産業の活性化と市民交流の促進に資する、誰もが公平で平易に活用できるものでなくてはなりません。

質の高い行政サービスの提供や地域住民との情報共有を図るためには、まず行政における情報ネットワーク化を推進していく必要があります。そのために、今後の行政運営に必要不可欠な地域公共ネットワークの基盤整備が必要です。

一方で、住民が利用する情報基盤としてのインターネットについては、高速回線の整備を促進するとともに、多様な通信回線を選択できる環境を創るための施策が必要です。特に周辺部では、民間事業者に依頼するだけでは、情報過疎地として取り残される可能性があります。

地域情報化により市民の利便性を高め、生活環境の改善が必要です。

情報基盤整備に際しては、本市の持つ地域性や独自性も踏まえながら、各情報化施策の反映を図り、地域に最適な選択肢を考慮することが必要です。

### 施策の展開

地域情報基盤の整備

行政情報基盤の整備（公共施設，学校等のネットワーク化）





図 情報化による市民生活の変化

